

Ⅱ.悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定 及び同法第4条に規定する規制基準の設定

平成16.3.26 群馬県告示第159号(平成24年群馬県告示第144号改正)

1 規制地域

群馬県では、県民の生活環境の保全を目指し、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うために、規制地域の見直しを行うとともに、規制方法についても、いろいろな物質の臭いが混ざり合った複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」の導入を進めています。

本県では、令和2年10月現在、35市町村のうち34市町村で悪臭防止法に基づく臭気指数規制を導入しています。(P73 別表 参照)

(※規制基準値や規制地域の詳細につきましては、各市町村にお問い合わせ下さい。)

2 規制基準

(1)敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準(法第4条第2項第1号)は表1のとおりとする。

表 1 敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準

区域の区分	指数 15 区域	指定 21 区域
臭気指数	15	21

※ 前橋市及び高崎市については、A区域:臭気指数12、B区域:臭気指数15、C区域:臭気指数18、D区域:臭気指数21に対応している。

※ 藤岡市については、指数13区域:臭気指数13に対応している。

(2)排出口における臭気指数の規制基準(法第4条第2項第2号)

(1)で定める規制基準を基礎として、規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3)排水における臭気指数の規制基準(法第4条第2項第3号)

(1)で定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

(排水における臭気指数の係る規制基準の設定方法)

$$I_w = L + 16$$

I_w : 排水の臭気指数 L : (1)で定められた値

3 特定悪臭物質の濃度と臭気強度の関係

においの強さの程度を表す方法として、「6段階臭気強度表示法」があります。人の嗅覚には個人差がありますが、臭気強度2.5～3.5に相当する濃度の範囲で規制基準を定めています。表2では、6段階臭気強度表示法を、表3では特定悪臭物質の濃度と臭気強度の関係を示します。

表2 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知いき値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知いき値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表3 特定悪臭物質の濃度と臭気強度の関係(単位:ppm)

臭気強度 特定悪臭物質	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01